

～野木町男女共同参画推進事業所認定制度～

働きやすい職場づくりを 応援します！

町では、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を応援する「野木町男女共同参画推進事業所認定制度」をスタートします！

町が認定し、その取組内容を広く周知することで、事業所の認知度やイメージアップの向上が期待されます。

町民のみなさんや町と一緒に「男女共同参画」を広げてみませんか？

対象となるのは

野木町内に本社又は活動拠点があり、町内において事業を行い常時雇用している法人が対象です。

認定されると

「野木町男女共同参画推進事業所認定書」を交付するとともに、広報誌や町ホームページ、イベントなどで事業所の取組を紹介します。

申請方法

申請書・チェックシートに必要事項を記入の上、町生活環境課人権・協働推進係へ提出してください。（随時受付しています）

認定について

下記について、チェックシートの項目が一定の点数を超えていることが要件となります。

仕事と家庭の両立支援



男女がともに働きやすい職場づくり



野木町は、
女性の活躍を
応援しています！

【問合せ】

野木町役場 町民生活部 生活環境課
人権・協働推進係

TEL 0280-57-4132

FAX 0280-57-3945

野木町男女共同参画推進事業所認定チェックシート

Ⅰ・仕事と家庭の両立支援	子育てに関する支援制度	
	① 育児休業制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	② 短時間勤務制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	③ 所定外労働をさせない制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	④ 産前・産後における父親の休暇取得の促進を積極的に行っている。	☐
	⑤ 事業所内託児所を設置している。	☐
	⑥ 子の看護休暇を導入し、就業規則に定めている。	☐
	介護に関する支援制度	
	① 介護休業制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	② 短時間勤務制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	③ 所定外労働をさせない制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	④ 介護休暇制度を導入し、就業規則に定めている。	☐
	制度を利用しやすい職場づくり	
	① 育児・介護休業取得者の代替要員を確保する等の配慮をしている。	☐
	② 育児・介護休業取得者が休業後、円滑に職場復帰できるよう配慮している。	☐
Ⅱ・男女がともに働きやすい職場づくり	職場環境改善のための取組	
	① 「男は主要業務・女は補助的業務」等、性別による固定的な役割分担をしていない。	☐
	② 男女の役割分担意識の解消に向け、従業員への意識啓発を行っている。	☐
	③ 事業所内の状況把握のため、従業員の意見を聞く機会を設けている。	☐
	④ 年次有給休暇の計画的な取得促進のための工夫を行っている。	☐
	⑤ メンタルヘルスケア対策を実施している。	☐
	⑥ 健康管理について相談機関を設置している。	☐
	女性の活躍を推進する取組	
	① 新たな職域を目指す女性に対し、知識、資格取得のための支援をしている。	☐
	② 昇進・昇格試験の受験を女性にも積極的に奨励している。	☐
	③ 女性の管理職の登用について目標値を定め、計画的に行っている。	☐
	セクシュアル・ハラスメント対策	
	① 厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則に定め、従業員に周知・啓発している。	☐
	② 各種ハラスメントに関する相談窓口を設置している。	☐
	母性健康管理に関する措置	
	① 妊娠中や出産後、保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保している。	☐
	② 医師等から受けた指示を守れるよう、適切な措置を講じている。	☐

※チェックした項目は1つ4点として計算します。このほか、その他の取組として最大10点が加算され、合計110点中60点以上で認定となります。